

# 富士見町土地開発公社解散のお知らせ

問 建設課 建設係 ☎62-9212

富士見町土地開発公社（以下「公社」）は平成26年3月31日に、県の認可を受けて解散しました。

## 1. 設立の経緯と役割

公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、富士見町の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和57年5月1日設立されました。

以降、町からの公共用地先行取得依頼に基づき、迅速かつ柔軟に必要な用地取得を行ってまいりました。

かつて、土地価格が上昇を続けていた頃は、先行取得が可能なメリットを生かし、富原線（現在のテクノ街道）、すずらの里駅駐車場用地、諏訪養護学校用地など多くの用地を取得し、社会資本整備を行いました。

また、安全で安心して暮らせる住宅地の提供のため、富里団地、桜ヶ丘団地（第二期）、富ヶ丘団地、養護学校南団地など、定住増加を目的に宅地造成および販売を行いました。

## 2. 公社解散の経緯

社会資本整備が一段落したことや、地価の下落・低迷により、公共用地の先行取得における経済的なメリットが薄れ、保有地の売却も難しくなりました。

国が平成21年度から平成25年度までの5年間に限り「第三セクター等改革推進債」（以下「三セク債」）を創設したことにより、公社が借入金を無くし解散するための財源確保が可能となりました。

このようななか、公社の存続の是非および、町の財政リスク軽減について検討し、三セク債を活用して公社を解散することが適切な選択であるとの判断に至りました。

## 3. 解散の流れ

平成25年9月町議会定例会において、公社の解散と三セク債の活用について議決され、平成26年3月町議会定例会にて、町が公社の借入金1,303百万円の内1,298百万円を三セク債を活用し代位弁済し、公社の保有する資産で代物弁済しきれない1,071百万円余の債権を放棄することが議決されました。この結果、平成26年3月31日に長野県知事より解散申請に基づく認可をうけ公社は解散となりました。

## 4. 今後の土地活用について

公社の保有地は、町の保有地として普通財産に移管され、メガソーラー発電所用地については、引き続き富士見町が貸主として、富士見メガソーラー株式会社に賃貸してまいります。

また、その他の土地についても有効利用を検討し、償還金の財源確保に向け努力してまいります。

## 5. 解散から清算終了までの予定

- 4月 解散登記、法人廃止申告（県税務課）
- 5月 平成25年度会計監査、清算人会（決算報告）、県、町へ決算状況報告
- 6月 債権の申出催告（官報公告）
- 8月 残余財産の町への帰属、清算終了登記、関係機関届出

なお、公社事業につきまして、関係各位をはじめ多くの住民の皆様へ、ご理解とご協力を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。



## 平成25年度決算状況をお知らせします

### ■平成25年度決算（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

#### □収益的収入および支出（販売と経費）

【収入】	事業収益（富士見メガソーラー土地賃貸料）	【支出】	事業原価（保有地による代物弁済※2）
	5,295千円		280,682千円
雑収益等	14千円	経費（手数料、固定資産税等）	208千円
特別利益※1	1,359,913千円	支払利息	9,909千円
収入合計	1,365,222千円	特別損失※3	76,709千円
		支出合計	367,508千円

収入 - 支出 = 997,714千円（当期純利益）

○当期純利益については、前期繰越準備金（前期までの繰越損失分）に充当しました。

※1 特別利益：三セク債による町の代位弁済分（1,298,000千円）と修繕引当金の取り崩し分（61,913千円）

※2 保有地による代物弁済：返済する現金はありませんので、代わりに保有している土地で町に弁済しました。

※3 特別損失：保有地の帳簿上の価格（357,391千円）と時価評価した額（280,682千円）の差を損失として計上しました。

#### □資本的収入および支出（事業継続に必要な費用） 【収入】、【支出】ともにありませんでした。

### ■決算書諸表

【資産の部】	普通預金、定期預金	9,746千円	【負債の部】	第三セクター改革推進債により町が公社の借入金を代位弁済し、町は公社に対する債権を放棄したため負債はなくなりました。
	完成土地他	0千円		
	資産合計	9,746千円		

資産 - 負債 = 9,746千円（資本 5,000千円 + 預金 4,746千円）